



保福第444-2号  
令和3年10月13日

医療機関の長様

鹿児島県くらし保健福祉部  
保健医療福祉課長



令和3年度厚生労働省医政局所管補助事業に係る  
事業計画書の提出について（再募集）（依頼）

本県医療行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき感謝申し上げます。  
標記の件について、国から再募集の事務連絡がありました。下記事業の活用の希望がある場合は、下記のとおり提出していただきますようお願いいたします。

記

1 補助対象種別

- (1) 医療施設等施設整備費補助金
- (2) 医療施設等設備整備費補助金
- (3) 医療提供体制施設整備費交付金
- (4) 医療提供体制推進事業費補助金

2 対象事業及び提出資料

県ホームページをご覧ください。

[https://www.pref.kagoshima.jp//ae01/hohuku/15fc7418ed.html](https://www.pref.kagoshima.jp//ae01/hohoku/15fc7418ed.html)

【ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 医師・医療機関 > 地域医療（救急医療、災害医療、離島・へき地医療）> 總務・へき地医療関係 > 令和3年度厚生労働省医政局所管補助事業に係る事業計画書の再募集について】

3 提出期限

令和3年10月18日（月）各担当係必着

※活用の希望がある場合は、令和3年10月15日（金）までに問合せ・提出先まで電話で御連絡ください。

4 提出方法

メール又はFAX

《問合せ・提出先》

FAX 099-286-5928（共通）

(1)「施設・設備整備関係事業一覧」1～4, 9～14及び下記記載の事業以外の事業について

保健医療福祉課医療政策係 電話：099-286-2738

E-mail : [iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp)

(2)「施設・設備整備関係事業一覧」5の事業について

保健医療福祉課医務係 電話：099-286-2707

E-mail : [imushika@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:imushika@pref.kagoshima.lg.jp)

(3)「施設・設備整備関係事業一覧」6～8, 15の事業について

保健医療福祉課災害医療対策班 電話：099-286-2666

E-mail : [iryojoho@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:iryojoho@pref.kagoshima.lg.jp)



事務連絡  
令和3年10月7日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経理室

令和3年度医政局所管補助事業に係る事業計画書等の提出について（再募集）

日頃より、補助金業務の円滑な運営にご協力いただきありがとうございます。

標記について、各都道府県から提出された事業計画書等に基づき、効果的・効率的な配分、迅速な執行を予定しております。

つきましては、下記のとおり事業計画書等の提出期限等をお知らせしますので、ご対応方よろしくお願ひいたします。

記

1 事業計画書等の提出を依頼する事業

補助金名	提出期日（※厳守）
(1) 医療施設等 施設 整備費補助金	令和3年11月11日（木）
(2) 医療施設等 設備 整備費補助金	
(3) 医療提供体制施設整備費交付金	
(4) 医療提供体制推進事業費補助金	
(5) 地域医療提供体制確保のための看護師等養成所におけるICT等の整備事業費補助金	提出期限は追ってご連絡します。

2 提出資料

(1) 医療施設等 施設 整備費補助金

事業	提出資料
令和3年度（令和2年度からの繰越分） 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"><li>令和3年度（令和2年度からの繰越分）医療施設等施設整備補助金（有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業）事業計画総括表（02_1 様式1）</li><li>施設整備事業計画書（02_1 様式2）</li></ul>

令和3年度（令和2年度からの繰越分） 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度（令和2年度からの繰越分）医療施設等施設整備費補助金事業計画総括表（03_1様式1）</li> <li>施設整備事業費内訳書（03_1様式2）</li> <li>施設整備事業計画書（03_1様式3-15）</li> </ul>
令和3年度当初予算分 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業 ※可能なかぎり令和2年度からの繰越予算からご活用ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度医療施設等施設整備補助金（有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業）事業計画総括表（02_2様式1）</li> <li>施設整備事業計画書（02_2様式2）</li> </ul>
令和3年度当初予算分 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業以外 (医療施設ブロック塀改修等施設を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度医療施設等施設整備費補助金事業計画総括表（01_1様式1）</li> <li>施設整備事業費内訳書（01_1様式2）</li> <li>施設整備事業計画書（01_1様式3-1~3-14）</li> </ul>

(2) 医療施設等 設備 整備費補助金

事業	提出資料
令和3年度（令和2年度からの繰越分） 遠隔医療設備整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度（令和2年度からの繰越分）医療施設等設備整備補助金事業計画総括表</li> <li>設備整備事業概要（個別様式 様式1-10） 遠隔医療設備整備事業</li> </ul>
令和3年度当初予算分 新型コロナウイルス感染症患者等受入れ医療施設設備整備事業以外 ※遠隔医療設備整備事業については、可能なかぎり令和2年度からの繰越予算からご活用ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度医療施設等設備整備費補助金事業計画総括表</li> <li>設備整備事業概要（個別様式 様式1-1~1-21）</li> </ul>

(3) 医療提供体制施設整備費交付金

事業	提出資料
令和3年度（令和2年度からの繰越分） 災害拠点精神科病院施設整備事業、 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業 (地域医療支援病院、特定機能病院に限る)、医療施設浸水対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度（令和2年度からの繰越分）医療提供施設等の整備に関する計画の提出について（00 交付要綱様式 第1号様式、01 基準額算出内訳書、02 個別様式）</li> </ul>

(4) 医療提供体制推進事業費補助金

事業	提出資料
令和3年度（令和2年度からの繰越分） 災害拠点精神科病院等設備等整備事業 医療施設非常用通信設備整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度（令和2年度からの繰越分）医療提供施設等の施設の運営及び設備整備に関する計画の提出について（00 交付要綱様式）</li> </ul>

	第1号様式)
令和3年度（令和2年度からの繰越分） 看護師養成所等における実習補完事業	・令和3年度（令和2年度からの繰越分）医療提供施設等の施設の運営及び設備整備に関する計画の提出について（00 交付要綱様式 第1号様式）

(5) 地域医療提供体制確保のための看護師等養成所におけるICT等の整備事業費補助金

事業	提出資料
令和3年度（令和2年度からの繰越分）  ※管内の施設から申請書の提出があった際 はとりまとめの上必ず進達文書と合わせ 提出すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括表</li> <li>・第1号様式（交付申請書）</li> <li>・別紙1（所要額調書）</li> <li>・別紙2（事業計画書）</li> <li>・収入支出予算書抄本</li> </ul>

### 3 留意事項

- (1) 令和3年度（令和2年度からの繰越分）の事業については、令和2年度からの繰越予算のため、令和4年度へ繰り越す場合は、避け難い事故等を事由とした『事故繰越』に限られることに留意すること。
- (2) 書類の作成においては、今回送付する様式を使用すること。また、補助事業者への参考資料の提出依頼は必要最低限とすることをお願いする。
- (3) 政府全体で予算の早期執行に取り組んでいるところであるが、一部の都道府県からの書類の提出が遅れると全体の執行スケジュールが遅れることになるので、提出期日は厳守すること。また、間接補助事業者となり得る管内の施設等に対してもその旨、周知願いたい。
- (4) 事業計画策定及び交付申請に当たっては、関係法令、実施要綱及び交付要綱等を遵守し、疑義については、事前に各担当者（※）に照会すること。

以上

【(※) 担当者】

「2 提出資料」のうち

- |  |  |
|--|--|
| (1) . . . . .                                | 決算第一係 小島 ( <a href="mailto:kojima-yuuusuke@mhlw.go.jp">kojima-yuuusuke@mhlw.go.jp</a> )  |
| (2) . . . . .                                | 決算第一係 盛田 ( <a href="mailto:morita-akira.ze8@mhlw.go.jp">morita-akira.ze8@mhlw.go.jp</a> )  |
| (3) . . . . .                                | 決算第一係 堅田 ( <a href="mailto:katata-kaoru@mhlw.go.jp">katata-kaoru@mhlw.go.jp</a> )  |
| (4) 看護師養成所等における実習補完事業以外<br>看護師養成所等における実習補完事業 | ・ 決算第一係 山本 ( <a href="mailto:yamamoto-kouryuu.8s4@mhlw.go.jp">yamamoto-kouryuu.8s4@mhlw.go.jp</a> )<br>・ 決算第一係 堅田 ( <a href="mailto:katata-kaoru@mhlw.go.jp">katata-kaoru@mhlw.go.jp</a> ) |
| (5) . . . . .                                | 決算第一係 堅田 ( <a href="mailto:katata-kaoru@mhlw.go.jp">katata-kaoru@mhlw.go.jp</a> )  |

## 施設整備関係事業一覧

番号	補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費	基準額	補助金額	交付決定の下限額
1	へき地医療拠点病院施設整備事業	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 1 検査、放射線、手術部門（検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等） 2 病棟（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等） 3 医師住宅	次に掲げる基準面積に知事が別に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 1 診療部門 1,000m <sup>2</sup> 2 医師住宅 1戸当たり 80m <sup>2</sup> (ただし2戸を限度とする)	次に掲げる額のうち最も少ない額 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	1か所につき2,500千円
2	過疎地域等特定診療所施設整備事業	過疎地域等特定診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修（既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費 1 診療所（診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） 2 医師又は歯科医師住宅 3 看護師住宅	次に掲げる基準面積に知事が別に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 1 診療部門 160m <sup>2</sup> 2 医師住宅 80m <sup>2</sup> 3 看護師住宅 80m <sup>2</sup>	次に掲げる額のうち最も少ない額に4分の3を乗じて得た額 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	1か所につき2,500千円 (ただし、改修の場合について、1,000千円)
3	院内感染対策施設整備事業	医療機関の感染者のための個室整備に必要な工事費又は工事請負費	1室当たり 13,320千円とし、空調設備（空気清浄度クラス1万以上）を整備する場合は、30,341千円を加算する。	次に掲げる額のうち最も少ない額に1／3を乗じて得た額 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	—
4	へき地診療所施設整備事業	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築（老朽化が著しいため、診療行為に支障を来しているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じて得た額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 ア 無床の場合 160m <sup>2</sup>	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。 1 基準額	1か所につき1,000千円

## 施設整備関係事業一覧

番号	補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費	基準額	補助金額	交付決定の下限額
		<b>費</b> (1) 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等) (2) 医師住宅 (3) 看護師住宅  ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費	イ 有床の場合 (ア) 5床以下 240m <sup>2</sup> (イ) 6床以上 760m <sup>2</sup> (2) 医師住宅 80m <sup>2</sup> (3) 看護師住宅 80m <sup>2</sup>  ヘリポート1か所当たり78,345千円	2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	—
5	医療施設防災対策事業	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）整備のために必要な工事費又は工事請負費  自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は（1）、（2）に限り1施設当たり2,019千円を加算する。 (1) 通常型スプリンクラー 対象面積1m <sup>2</sup> 当たり 基準単価 19.9千円 (2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積1m <sup>2</sup> 当たり 基準単価 19.2千円 (3) パッケージ型自動消火設備 対象面積1m <sup>2</sup> 当たり 基準単価 23.2千円 (4) 消防法施行令第32条適用設備 対象面積1m <sup>2</sup> 当たり 基準単価 22.6千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じた額 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	—

## 施設整備関係事業一覧

番号	補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費	基準額	補助金額	交付決定の下限額
6	医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	ブロック塀の改修等に必要な工事費又は工事請負費	対象の長さ1m当たり 基準単価 80千円 (ただし30mを上限とする。)	次に掲げる額のうち最も少ない額に3分の1を乗じた額  ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	—
7	非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	非常用自家発電設備1か所当たり 149,535千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に0.33を乗じた額  ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。	—
		受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	受水槽1か所当たり 137,802千円	1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	—
		給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費	給水設備 1か所当たり 64,800千円	—	—
		非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費	燃料タンク 1か所当たり 29,883千円	—	—
8	医療施設浸水対策事業	医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費または工事請負費	(1) 医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1施設当たり 42,200千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に0.33を乗じた額  ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	—
		電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費	(2) 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1施設当たり 33,300千円	—	—
		止水板の設置に必要な工事費又は工事請負費	(3) 止水板の設置が必要と認められるもの 1施設当たり 400千円	—	—

## 設備整備事業一覧

番号	補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費		基準額	補助金額	交付決定の下限額
		種目	内容			
9	へき地医療拠点病院設備整備事業	医療機器整備費	へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費	1か所当たり 55,000千円	次に掲げる額の最も少ない額 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額	1品につき 250,000円
		歯科医療機器等整備費	へき地医療拠点病院として必要な歯科医療機器等購入費	1か所当たり 27,500千円		1品につき 50,000円
10	へき地巡回診療車（船）整備事業	巡回診療車	巡回診療用自動車及び診療車に積載する医療機器購入費	1台当たり 1,426千円	次に掲げる額の最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額	—
		巡回診療船	巡回診療用船舶建造費及び診療船に積載する医療機械器具購入費	1隻当たり 9,081千円 (中型の場合は1隻につき 24,982千円)		
		歯科巡回診療車	次に掲げる機械器具を装備した歯科巡回診療用自動車購入費 卓上型ユニット、歯科治療台、歯科用コンプレッサー、キャビネット、煮沸消毒器、その他診療に必要な機器	1台当たり 3,738千円		
11	過疎地域等特定診療所設備整備事業	医療機器整備費	過疎地域等特定診療所として必要な医療機器購入費	1か所当たり 16,500千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に4分の3を乗じて得た額 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額	1品につき 50,000円
12	へき地患者輸送車（船）整備事業	患者輸送車	患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車等の購入費	(1) マイクロバスの場合 1台当たり 2,829千円 (2) ワゴン車の場合 1台当たり 1,474千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄付金その他の収入額を控除して得た額	—
		患者輸送艇	患者輸送艇購入費	1隻当たり 10,198千円		
13	遠隔医療設備整備事業	遠隔医療設備整備費	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び附属機器等の購入費	1か所当たり、 次に掲げる額の合計額とする。 1 遠隔病理診断 (1) 支援側医療機関	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるも	1か所につき 150,000円

## 設備整備事業一覧

番号	補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費		基準額	補助金額	交付決定の下限額
		種目	内容			
				4,598千円 (2) 依頼側医療機関 14,198千円 2 遠隔画像診断及び助言 (1) 支援側医療機関 16,390千円 (2) 依頼側医療機関 14,855千円 3 在宅患者用遠隔医療装置 8,250千円	のとする。 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄付金その他の収入額を控除して得た額	
14	へき地診療所設備整備事業	医療機器整備費	へき地診療所として必要な医療機器購入費	1か所当たり 16,500千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額	1品につき 250,000円
15	医療施設非常用通信設備整備事業	通信設備	災害時における通信手段の確保を図るために必要な通信設備の購入費	1か所当たり 741千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に3分の1を乗じて得た額 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄付金その他の収入額を控除して得た額	1か所につき 33,000円

